

議案第 5 1 号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 9 月 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区体育施設等に関する条例（昭和 3 2 年杉並区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「公園施設」の次に「及び体育施設（別表第 4 に規定する施設を除く。）」を、「体育施設」の次に「（別表第 4 に規定する施設に限る。以下同じ。）」を加える。

別表第 3（3）運動場の部の次に次のように加える。

（3の2） 体育館

施設区分	使用区分			使用料
大宮前体育館	一般	1人、1回につき	小人（小・中学生）	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間につき	全面	2,800円
			半面	1,400円
			1 / 3 面	900円
			1 / 4 面	700円

別表第 3 付記に次のように加える。

3 別表第 3（（3の2）に限る。）の適用において、使用区分が一般の1回の使用は、別に委員会で定める4時間を単位として割り振られた時間内とする。

別表第4(5) 体育館の部中

「  
妙正寺体育館  
大宮前体育館  
永福体育館  
」

を

「  
妙正寺体育館  
永福体育館  
」

に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区体育施設等に関する条例別表第3(3の2)に規定する大宮前体育館の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

#### (提案理由)

大宮前体育館の使用料を定める等の必要がある。

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（使用料等）</p> <p>第 5 条 公園施設及び体育施設（別表第 4 に規定する施設を除く。）の使用料は、別表第 3 のとおりとし、体育施設（別表第 4 に規定する施設に限る。以下同じ。）の利用料金は、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料等）</p> <p>第 5 条 公園施設_____の使用料は、別表第 3 のとおりとし、体育施設_____の利用料金は、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>2 略</p>